

令和8年3月10日

### 貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分等について

下記事業者に対して、令和7年7月15日及び令和7年9月9日に一般監査を実施したところ、虚偽の陳述を行ったことなど、12項目の違反が判明し、事業停止処分等に該当する内容であったため、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

#### 記

1. 行政処分年月日  
令和8年3月3日
2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所  
事業者名：有限会社 福満運輸  
住 所：鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-23  
営 業 所：本社営業所（鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-23）
3. 監査端緒  
法令違反の疑いにより監査を実施。
4. 行政処分等の内容
  - ①事業停止処分（本社営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）  
令和8年3月10日から令和8年4月8日まで【30日間】
  - ②事業用自動車の使用停止処分  
令和8年4月9日から令和8年4月23日まで【15日間×15両】  
令和8年4月9日から令和8年4月29日まで【21日間×1両】
  - ③文書警告
5. 違反行為及び違反条項  
別紙1のとおり
6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
  - ・当該行政処分により付された違反点数 55点
  - ・当該事業者が付された累積違反点数 55点

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：山浦、日置（ひおき）

電話：092-472-2529



九州運輸局

### 別紙 1

#### 5. 違反行為及び違反条項

- ①事業計画に定めるところに従っていなかった。(認可を受けずに自動車車庫の位置及び収容能力を変更していた。)  
(貨物自動車運送事業法第8条第1項違反)
- ②運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項違反)
- ③運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示なお書き(一運行の勤務時間)の遵守が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項違反)
- ④自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号、道路運送車両法第58条第1項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3違反)
- ⑤定期点検整備が未実施であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号、道路運送車両法第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3違反)
- ⑥12月点検整備が未実施であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号、道路運送車両法第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3違反)
- ⑦点検整備記録簿等の記録を改ざん又は不実記載していた。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号、道路運送車両法第49条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3違反)
- ⑧点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項違反)
- ⑨点呼の記録の記載事項等に不備があった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項違反)
- ⑩運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項違反)
- ⑪運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条違反)
- ⑫定期点検整備の実施状況について虚偽の陳述をした。  
(貨物自動車運送事業法第60条第4項違反)